

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

令和7年4月1日改正

1 事業所の名称等

名 称 矢掛町介護予防支援事業所（矢掛町地域包括支援センター）
所在地 〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
事業内容 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

2 事業の種類

(1) 介護予防支援

利用者に対して介護予防訪問看護他の介護予防サービスの利用に係るケアマネジメントを行うもの。

(2) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、次の区分に基づき行うものとする。

(ア) ケアマネジメントA

利用者に対して第一号訪問事業又は第一号通所事業その他の事業の利用に係るケアマネジメントを行うもの。

(イ) ケアマネジメントC

地域住民の主体的な活動を行う団体が行う地域ミニデイサービスや介護予防訪問ボランティアなどの利用に係るケアマネジメントを行う。初回のみ介護予防ケアマネジメントを行う場合及び居宅要支援被保険者等に対する援助など指定介護予防支援に係る基準等によらない多様な援助を行うもの。

3 運営の方針

- 事業の実施に当たっては、介護予防支援事業所の保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

4 職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1名（兼務）
保 健 師	1名以上
主任介護支援専門員	1名以上
介護支援専門員	3名以上
社会福祉士	1名以上

5 営業日及び営業時間

営 業 日 月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）

営 業 時 間 午前8時30分から午後5時15分
（ただし、本人の生命に危険があるなど緊急を要する内容に限っては、土曜日、日曜日、休日も事業所とは24時間連絡が取れる体制とします。なお、担当ケアマネジャーと直接の連絡がつくものではなく、個別の対応を保障するものではありません。）

6 利用料

当事業所の提供する介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）作成等の利用料につきましては、利用者負担はありません。

ただし、被保険者証の不提示その他何らかの理由で被保険者証に給付制限の記載がある場合は、厚生労働大臣又は矢掛町が定める基準額により徴収します。

7 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申込からサービス提供までの流れと主な内容

サービス提供に際し、利用者の被保険者証の確認

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供の依頼に際し、利用者の提示する介護保険被保険者証（以下、「被保険者証」という。）により被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認します。

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する契約

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に際し、あらかじめ、当事業所の運営規則の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に説明した上で、利用申込者の同意を文書で得ます。

その上で、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを当事業所に依頼する旨の届出書を作成し、矢掛町へ提出します。

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の作成

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、次の各号に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲並びに意向を踏まえて、利用者が抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握し、計画の作成を行います。（ただし、ケアマネジメントCについては、計画書の作成は行いません。）

イ 運動及び移動

ロ 家庭生活を含む日常生活

ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

ニ 健康管理

計画は利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は、担当の介護支援専門員等に対して、計画に位置付ける指定介護予防サービス事業者等について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

また、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容・利用料等の情報を適切に利用者又はその家族に対して提供します。

□ 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）原案の提示

利用者又はその家族の方に介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の原案をお示しします。（ただし、ケアマネジメントCを除きます。この場合は利用者等へ計画の内容の説明のみ行います。）その際、利用者は担当の介護支援専門員等に対して、計画書に当該指定介護予防サービス事業者を位置付けた理由を求めることができます。

□ サービス担当者会議の開催

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の作成に際して、サービスを実際に提供する事業者の担当者を招集して行うサービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行う場合あり。）において、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の原案の内容について担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。（担当者に対する照会等により意見を求める場合あり。）この会議は、利用者又はその家族の参加を得て行う場合もあります。（ただし、ケアマネジメントCの場合は、関係事業者との連携を図ることによりサービス担当者会議の開催に替えます。）

なお、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容によりサービス担当者会議を開催しない場合があります。

また、利用者又はその家族が参加する場合であって、サービス担当者会議をテレビ電話装置等の活用により行う場合は、当該利用者等の同意を得て行います。

□ 同意に基づく介護予防サービス等の開始

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の原案について利用者の同意を得た上で、指定介護予防サービス事業所又は地域住民によるサービスの提供を開始します。

□ 毎月の月間計画の作成とモニタリング

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）は、1か月ごとの計画の作成を行います。提供中のサービスに対して、毎月、利用者又はその家族及び指定介護予防サービス事業所等とサービスの実施状況や利用者の状況等を把握（モニタリング）し、計画の見直しを行います。（介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容により計画の作成、見直し等を行わない場合があります。）

モニタリングは電話によるもののほか、サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回、利用者の居宅を訪問し実施します。なお、一定の要件に合致すれば、居宅への訪問に代わって、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを実施することもあります。この場合は、モニタリングは6か月に1回、利用者の居宅を訪問し実施します。

なお、ケアマネジメントCの場合は、定期的な訪問、評価、把握等は行わず、サービス・活動事業の実施者等と連携し、利用者の状況の変化があれば相談できる体制を構築した上で、活動の場への訪問や事業実施者への助言をとおした継続的な参加支援を行います。

□ その他

入院時における医療機関との連携を促進するため、利用者が入院する場合に、担当の介護支援専門員がいることを当該医療機関にお伝えいただくことを目的として、担当の介護支援専門員等の氏名、事業所名及び連絡先等を記載した用紙（「利用者・ご家族の方へ 担当ケアマネジャーからのお願い」）を交付します。

8 通常の事業の実施地域

岡山県小田郡矢掛町全域

9 苦情等への対応

□ 苦情・相談窓口①

矢掛町介護予防支援事業所（矢掛町地域包括支援センター）

電話番号 0866-82-1026

FAX 0866-82-9061

担当者 岡田 裕子（矢掛町介護予防支援事業所管理者）

対応時間 月曜日から金曜日（休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）
午前8時30分から午後5時15分

※ 担当者が不在の場合でも、苦情等の情報が確実に担当者に届くように関連事業所を含む他の職員に徹底します。

サービス提供において苦情の申立てがあった場合は、苦情・相談窓口にていつでもお受けし、利用者本位に迅速かつ適切に対応します。

また、利用者又はその家族が矢掛町及び岡山県国民健康保険団体連合会への苦情の申立てを行う場合は、利用者に対して必要な援助を行います。

□ 苦情・相談窓口②

岡山県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）

〒700-8568

岡山市北区桑田町17番5号

電話番号 086-223-8811

FAX 086-223-9109

対応時間 月曜日から金曜日（休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）
午前8時30分から午後5時まで

10 事故発生時の対応

- 利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たって事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事業者の責に帰する場合を除き、損害賠償等の対応を速やかに行います。
- 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

11 秘密の保持

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持は、介護予防支援事業所の職員又は職員でなくなった後の者についても義務付けます。

ただし、サービス担当者会議等において、サービスの担当者と共有する場合その他の場合において、介護予防支援事業所の職員が知り得た利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は、あらかじめ利用者又はその家族の同意を文書により得るようにします。

なお、提供する情報等の取扱い等については、厚生労働省から示されている「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づいて行います。

12 ハラスメント等に係る対応

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもハラスメント等につながらないよう御協力をお願いします。

具体的には、事業の実施に当たって、介護予防支援事業所の職員が利用者又はその家族から次のようなハラスメント等を受けた場合は、その内容を記録し、関係機関へ情報提供して相談を行うとともに、ハラスメント等の中止を求めます。

なお、ハラスメント等を中止するよう求めたにも関わらず引き続きハラスメント等が行われた場合は、利用に係る契約を解除することがあります。（注：契約書第5条第3項）

＜ハラスメント等の事例（契約を解除する場合の具体例）＞

（BPSD等によるものは、事例により対応が異なる場合があります。）

身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為又は乱暴な言動）

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける など

精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する など

セクシュアルハラスメント（性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

- ・必要もなく職員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・女性のヌード写真を見せる
- ・性的な話をする など

その他

- ・職員の自宅の住所や電話番号などの個人情報を知ろうとする
- ・ストーカー行為
- ・職員の写真を無断で撮影する
- ・特定の場所（自動車の車内などの閉鎖的空間、喫茶店などの通常の業務に関係のない場所など）での面会の強要 など

1.3 身分を証する書類の携行

利用者が安心して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を受けられるよう、介護予防支援事業所の職員に身分を明らかにする名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときには、これを提示します。

1.4 その他

この重要事項説明書に記載のない事項については、介護保険法その他の諸法令の定めに基づき、利用者又はその家族との協議の後に同意を得た上で、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を行います。